

# 日本の銀行がAIによる サイバー攻撃を受けた場合、 預金は誰が守るのか？

2026年10月28日現在 | 金融庁・預金保険機構・全国銀行協会・日本証券業協会等  
の公表資料に基づく調査

## このレポートの読み方

- 文のあとの小さな数字(例:<sup>1</sup>)は、巻末「出典」の番号です。数字や制度の説明は、すべて公表資料で確かめられます。
- 「調査の見方」と書いた欄は、公表資料をもとに調査者が考えたことで、事実そのものではありません。
- 法律と、業界団体の申し合わせ・方針は、区別して書いています。申し合わせや方針は、法律ではありません。

## 1. 結論:銀行預金は絶対安全ではない。 国があらゆる損失を補償するわけでもない

調査した結果、最も重要なのは、日本では銀行の破綻に対する預金保護制度は整備されている一方、サイバー攻撃によって発生したあらゆる損失を、国が一律に補償する制度にはなっていないということです。

ただし、サイバー攻撃で銀行からお金が盗まれたからといって、預金者が直ちにその損失を負担するわけでもありません。

日本では、何が起きたかによって、預金者の権利と補償の仕組みが大きく異なります。

| 発生した事件                  | 預金者のお金はどうなるか                         |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 銀行が経営破綻した               | 原則、対象預金の元本1,000万円とその利息まで保護           |
| 銀行のシステムが侵入され、銀行の資金が盗まれた | 原則として銀行自身が損失を負担。預金者への返済義務は存続         |
| 預金者の口座が乗っ取られ、不正送金された    | 銀行による補償制度があるが、全額補償とは限らない             |
| 銀行が投資に失敗し、巨額の損失を出した     | 銀行が存続する限り預金返還義務は続く。破綻すれば預金保険制度の問題になる |
| 証券口座が乗っ取られ、勝手に株式を売買された  | 一部の証券会社には補償方針があるが、一律の全額補償ではない        |
| 顧客本人の株式・FX取引で損失が出た      | 原則として補償対象外                           |

根拠:預金保険機構の預金保険制度、全国銀行協会の不正払戻し対応、日本投資者保護基金、日本証券業協会の公表資料。<sup>1,2,3,4</sup>

## 2. 預金保険の「1,000万円保証」は、そもそも何を守る制度なのか

この制度は、預金保険法に基づく金融機関の破綻に備えた制度です。サイバー攻撃そのものを補償する保険ではありません。

利息の付く普通預金・定期預金など

**1,000万円**

元本上限+破綻日までの利息等

当座預金・無利息の決済用普通預金など

**全額保護**

決済用預金の3要件を満たす場合

預金保険機構「預金保険制度」より。1,000万円の上限は1口座ごとではなく、預金者1人・1金融機関ごとの合算です。<sup>1</sup>

例えば、ある銀行に3,000万円の普通預金があり、その銀行がサイバー攻撃による巨額損失を原因に破綻したとします。

利息の付く通常の普通預金なら、預金保険制度で保護されるのは元本1,000万円とその利息等です。残る2,000万円は、破綻した銀行の残余財産からどこまで返済できるかに左右されます。

一方、無利息などの条件を満たす「決済用預金」であれば、3,000万円全額が保護対象になります。

ここは非常に重要です。日本には、預金保険で全額保護される銀行預金が実際に存在します。

なお、預金保険は銀行などが加入する法定制度で、預金保険機構が運営します。一般に言われる「国の1,000万円保証」は、この制度を指しています。国がすべての被害を直接税金で穴埋めするという意味ではありません。<sup>1</sup>

---

### 3. 銀行そのものがハッキングされたら、預金は消えるのか

例えば、銀行の内部ネットワークが攻撃され、犯罪者が銀行の資金を100億円盗んだとします。

このとき、銀行が負った100億円の損失と、顧客が銀行に預けている預金は、法律上は別の問題です。

#### 預金は、銀行に対する返還請求権である

日本の預金契約では、預金者は銀行に対して預金の払い戻しを請求する権利を持っています。

銀行は預かった現金をそのまま別の金庫に保管しているわけではなく、貸出や有価証券運用などに利用しています。

したがって、銀行が自分の資産をサイバー攻撃で失っても、それだけで顧客への返済義務が消えるわけではありません。

これは預金契約の基本的な構造です。預金の損失の分け方を民法478条と預金者保護法で整理した研究として、日本銀行金融研究所『金融研究』に載った山本慶子氏の論文(2025年4月)があります。<sup>5</sup>

#### では、口座の残高データそのものを改ざんされたら？

例えば、本来5,000万円ある預金残高が、攻撃によって0円に書き換えられたとします。

この場合も、システム上の数字が0円になったことと、法的に預金債権が消滅したことは同じではありません。

ただし、現実には次の問題が発生します。

- 銀行が正しい残高を復元できるか
- 本人が本来の残高や取引を証明できるか
- 不正な払戻しや送金が行われていたのか
- 銀行が預金返還に応じられる状態にあるか

預金契約が存在することと、速やかに預金を取り戻せることは別です。

つまり、大規模なサイバー攻撃によって銀行のデータや取引記録が破壊された場合、預金債権は当然には消えなくても、事実関係の確認や復旧に時間を要する可能性があります。

このような事態を一律に国が即時補償する制度は、今回確認した日本の預金保護制度には見当たりません。

## 4. 一番問題なのは、個人の銀行口座が乗っ取られた場合

こちらは、すでに日本で実際に多発している問題です。

例えば、本人が何も操作していないのに、銀行口座から犯罪者の口座へ500万円が送金されてしまう。

この場合は預金保険ではなく、不正払戻しに関する銀行の補償対応と法律上の責任が問題になります。

### 法律と業界の自主ルールが違う

日本には、偽造・盗難キャッシュカードによる不正なATM払戻しから預金者を保護する「預金者保護法」があります(保護されるのは個人だけです)。<sup>6</sup>

ところが、インターネットバンキングによる不正送金には、この法律の補償規定が直接適用されません。

そのため、全国銀行協会は2008年に、個人顧客のネットバンキング被害について、銀行側に過失がなくても、顧客に過失がない場合には原則補償するという申し合わせを行いました。これは業界の自主的な申し合わせで、法律ではありません。<sup>2</sup>

ただし、顧客の過失・重大な過失が認められる場合などは、個別の判断になります。銀行の約款や民法上の扱いも関係します。

### 実際には、どれくらい補償されているのか

#### ネットバンキング不正払戻しへの銀行の補償実績

金融庁 | 2026年6月30日公表・累計集計(個人と法人を合わせた件数)<sup>7</sup>

**74.9%**

処理方針が決まった全事案のうち、全額または一部を補償した割合

補償あり:26,409件

**82.2%**

調査で不正払戻しではないと判明した案件等(配偶者・親族による払戻しなど)を除いた補償率

補償なし:8,850件

対象は2005年2月～2026年3月に発生し、補償方針が決定した35,259件。74.9%も82.2%も件数の割合で、金額の割合でも、全額補償の割合でもありません。全額補償と一部補償の合算で、一部だけの補償も「補償」に入ります。被害金額の74.9%が返金されたという意味ではありません。個人と法人を合わせた累計で、2026年4月末までの報告分です。過去の分も、今後変わることがあります。<sup>7</sup>

ここから分かるのは、実際に補償されるケースは多いものの、銀行口座から盗まれたお金が必ず戻ってくるという制度ではないことです。

さらに法律上は、民法478条によって、銀行が正当な受領権者に見える人物へ善意かつ無過失で支払いをした場合、銀行の預金債務が消滅する可能性があります。銀行の認証・安全管理の適切さが重要になります。<sup>8,5</sup>

これは「銀行が被害者だから仕方ない」といった単純な問題ではなく、銀行と預金者のどちらが損失を負担すべきなのかを定める法律上の問題です。

なお、本人が詐欺に騙されて自ら振り込んだ場合は、第三者による無断送金とは別の扱いになります。振込先口座に資金が残っていれば振り込め詐欺救済法による回復の可能性があります<sup>6</sup>、全額返金は保証されません。<sup>9</sup>

## 5. 株式・投資信託・FXの場合は、まったく別の仕組みになる

ここは見落としやすいところです。

銀行で金融商品を購入していても、それが「預金」なのか「投資信託」なのかで、守られる仕組みは違います。

| 金融商品             | 金融機関の破綻時の保護                   |
|------------------|-------------------------------|
| 円の普通預金・定期預金      | 預金保険で元本1,000万円＋利息等まで          |
| 無利息の決済用預金        | 預金保険で全額                       |
| 外貨預金             | 預金保険の対象外                      |
| 銀行で購入した投資信託      | 預金保険・投資者保護基金の対象外。信託財産として分別管理  |
| 証券会社で保有する株式・投資信託 | 原則として分別管理で返還。返還不能時に基金が一定範囲で補償 |
| FXの証拠金           | 信託保全等の仕組み。投資者保護基金の対象外         |

出典：預金保険機構、日本投資者保護基金の公表資料。<sup>1,3</sup>

### 銀行が自分のお金で投資して損失を出した場合

銀行が保有する株式や債券、為替ポジションなどで巨額の損失を出したとします。

銀行の運用損失が預金者に直接転嫁されるわけではありません。しかし、その損失で銀行の支払い能力が失われ、破綻に至れば預金保険による保護範囲が問題になります。

### 顧客が保有する株式が盗まれた場合

証券会社には、顧客資産を会社自身の財産と分けて管理する義務があります。

証券会社が倒産しても、適切に分別管理されていれば、1,000万円を超える資産も原則として返還されます。

万が一、分別管理に問題があり、証券会社の破綻等によって顧客資産を返還できなくなった場合には、日本投資者保護基金が1人当たり最大1,000万円を補償します。

ただし、この基金もサイバー攻撃による損失を何でも補償するものではありません。<sup>3</sup>

## 実際に証券口座のサイバー攻撃が問題になった

2025年には、証券口座への不正アクセス・不正取引が相次ぎました。

これを受けて、2025年5月2日、日本証券業協会と大手・ネット証券10社は、約款の定めにかかわらず一定の被害補償を行う方針を公表しました。これは法律ではなく、業界の自主的な方針です。

ただし、補償額は顧客の認証情報の管理状況や証券会社の対策なども勘案して、個別に決定する仕組みです。<sup>4</sup>

**【調査の見方】** これは今回の問いに対する重要な実例です。サイバー犯罪による金融被害が現実が発生すると、法定の破綻補償制度では救済できず、業界側が新たに補償方針を定める場合があるということです。

---

## 6. 法人名義の銀行預金は、個人以上に注意が必要

個人のインターネットバンキングと、企業のインターネットバンキングでは、不正送金時の補償の考え方が異なります。

全国銀行協会は2014年、法人向けネットバンキングの不正送金被害について、補償の要否や上限を各銀行が個別に判断するという方針を示しました。これも法律ではなく、業界団体の考え方の公表です。

企業が実施していたセキュリティ対策も判断材料になります。<sup>10</sup>

例えば、会社の銀行口座から3,000万円を不正送金された場合、個人口座と同じ原則補償を期待できるかは限りません。

一方で、法人名義の円預金であっても、銀行が破綻した際には、預金種類に応じた預金保険制度の保護対象となります。

つまり、法人の場合も、銀行の破綻に対する保護と、ネットバンキングの不正利用に対する補償は区別しなければなりません。

---

## 7. AIによる大規模サイバー攻撃に、日本の制度は対応できているのか

ここには、従来の金融保護制度だけでは解決できない問題があります。

実際、2026年5月22日、金融庁と日本銀行は連名で、フロンティアAIによるサイバー脅威の変化を踏まえた対応を金融機関に要請しました。<sup>11</sup>

続いて10月9日にも、金融庁は金融機関に対してサイバー対策強化の注意喚起を出しています。この注意喚起は、サイバー対策の点検に加えて、非対面の本人確認の徹底と、画像を送る本人確認の廃止(2027年4月1日施行)への早めの対応も求めています。<sup>12</sup>

つまり日本の金融当局も、AIによって攻撃の速度や規模が変わることを正式な課題として認識しています。ただし、サイバー防御を強化することと、攻撃が成功した後の損失を誰が負担するかという問題は別です。

【調査の見方】 今回の調査から、特に重要だと考えられるのは次の3つです。

#### 第一に、預金保険制度はサイバー被害補償制度ではないこと。

預金保険による救済には、金融機関の破綻という前提があります。大量の口座から不正送金が発生しても、それだけで預金保険の支払対象になるわけではありません。

#### 第二に、被害の種類によって負担する主体が異なること。

銀行が自己資産を失ったのか、顧客名義で不正な取引が行われたのか、顧客が本人の意思で送金してしまったのかによって、適用される法律も補償ルールも違います。

#### 第三に、大規模で同時多発的な攻撃への補償が確約されていないこと。

多数の金融機関で同時に被害が起きた場合、各行がどの程度まで補償できるのか、被害の立証や資金の回復をどれだけ迅速に行えるのかという問題が生じます。

銀行の破綻処理には法定の仕組みがありますが、AIによる全国規模の不正送金や台帳破壊に対して、被害者の全損失を国が保証するという一般制度は確認できませんでした。

【調査の見方】 この点は今後の制度上の課題だと考えます。

---

## 8. 現在の制度を前提とした実際の対策

銀行預金の保護を考える際には、銀行の破綻リスクと、不正送金による損失リスクを別々に対策する必要があります。

- **破綻リスクへの対策:** 預金を複数の金融機関に分散する。1,000万円を超える円預金については、無利息の決済用預金も検討する。
- **不正送金への対策:** フィッシング耐性のある認証、振込限度額の設定、取引通知の有効化を行う。
- **法人の対策:** 振込の申請者と承認者を分離し、銀行ごとの不正送金補償条件を確認する。
- **被害発生時:** 直ちに銀行へ通知し、不正送金の停止・組戻し等を相談する。警察にも届け出て、取引記録を保存する。

特に不正送金は、発覚後の対応が重要です。銀行によっては補償対象となる期間に制約があります。例えば預金者保護法(盗難・偽造キャッシュカード。保護されるのは個人だけ)では、銀行への届け出は「速やかに」行う必要があり、補てんされるのは、銀行に通知した日の30日前以後の払戻しです。盗まれてから2年を過

ぎると対象外で、顧客に軽い過失があれば4分の3、重大な過失があれば補てんされません。ネットバンキングの補償期間は、銀行ごとの約款によって違います。<sup>6,13</sup>

## 最終評価

今回の調査で明確になったのは、日本の金融資産の保護には、性質の異なる3つの仕組みが存在するということです。

| 保護の仕組み         | 何を守るか             | 国による一律の損失補償か             |
|----------------|-------------------|--------------------------|
| 預金保険           | 銀行の破綻に伴う預金の損失     | 法定範囲で保護                  |
| 銀行・証券会社の不正取引補償 | 不正送金・不正売買による被害    | いいえ（業界の自主的な取り決めで、法律ではない） |
| 顧客資産の分別管理・信託保全 | 金融機関の自己財産と顧客資産を分離 | いいえ                      |

日本の銀行に預けたお金は、かなり手厚く法律で保護されています。しかし、サイバー攻撃による損失のすべてが国によって保証されているわけではありません。

また、銀行口座の残高がシステム上消えたからといって、法律上の預金債権も消えるわけではありません。

本当に問題なのは、犯罪者による送金や取引が実行された後、銀行と顧客のどちらが損失を負担するのかという部分です。

**調査の見方** AIによって攻撃が大量・高速・低コストで実行できる時代には、この問題は個々の金融機関のセキュリティ対策だけでなく、金融制度の信頼性にも関わってきます。

---

## 出典(主な公式資料)

本文の小さな数字に対応します。公表日が無い資料は、随時更新のページです。URLは2026年10月28日の調査時点のものであります。

- 1    **預金保険機構「預金保険制度」(預金者向けの説明ページ2件)** / 預金保険機構 / 随時更新  
銀行破綻時の保護対象、1,000万円の上限、決済用預金の全額保護、外貨預金が対象外であること。  
[https://www.dic.go.jp/yokinsha/page\\_000016.html](https://www.dic.go.jp/yokinsha/page_000016.html)  
[https://www.dic.go.jp/yokinsha/page\\_000015.html](https://www.dic.go.jp/yokinsha/page_000015.html)
- 2    **全国銀行協会「預金等の不正な払戻しへの対応」について** / 一般社団法人 全国銀行協会 / 2008年2月19日  
個人の盗難通帳・ネットバンキングの被害は、顧客に過失がなければ原則補償、過失・重大な過失は個別に対応。  
<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/n2933/>
- 3    **日本投資者保護基金「Q&A」(投資者保護とは)** / 日本投資者保護基金 / 随時更新  
株式、投資信託、FXなどの保護対象と対象外。分別管理の違反で返還できないときは1人1,000万円まで。  
<https://jipf.or.jp/qa/>  
<https://jipf.or.jp/introduction/>
- 4    **日本証券業協会「今般のインターネット取引サービスにおけるフィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等による対応について(10社申し合わせ)」の公表について** / 日本証券業協会 / 2025年5月2日  
約款等の定めにかかわらず一定の被害補償を行う方針。補償額は個別に決定。  
[https://www.jsda.or.jp/houdou/2025/20250502\\_kaiinn\\_houdou.pdf](https://www.jsda.or.jp/houdou/2025/20250502_kaiinn_houdou.pdf)
- 5    **山本慶子「デジタルマネーの不正取得に伴う損失分担についての法的検討:資金移動業者の提供するデジタルマネーを中心に」** / 日本銀行金融研究所『金融研究』第44巻第2号 / 2025年4月  
預金の損失の分け方を、民法478条と預金者保護法で整理した論文(要約ページ)。  
<https://www.imes.boj.or.jp/research/abstracts/japanese/kk44-2-2.html>
- 6    **偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預金者保護法)** / 2005年制定(平成17年法律第94号)  
盗難・偽造キャッシュカードの被害から個人を保護する法律。ネットバンキングには直接及ばない。  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC10000000094>
- 7    **金融庁「預貯金の不正送金被害等の発生状況(令和8年3月末)について」** / 金融庁 / 2026年6月30日  
2005年2月~2026年3月、補償方針が決まった35,259件のうち補償26,409件(74.9%)、補償しない8,850件。不正でないと分かったものを除くと82.2%。  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20260630.html>
- 8    **民法(第478条)** / 1896年制定(明治29年法律第89号)  
受領権者としての外観を有する者への善意・無過失の弁済は有効、という規定。  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>
- 9    **金融庁「振り込み詐欺等の被害にあわれた方へ」** / 預金保険機構 振り込み詐欺救済法「Q&A」 / 金融庁・預金保険機構 / 随時更新  
振込先の口座の残高が上限で、被害者が複数なら割合で分けること。全額は保証されない。  
<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html>  
<https://furikomesagi.dic.go.jp/qa.html>

- 10 全国銀行協会「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」／一般社団法人 全国銀行協会／2014年7月17日  
個人と法人で補償の判断が異なること。法人向けは各銀行の個別の経営判断。  
<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/n3349/>
- 
- 11 金融庁・日本銀行「「フロンティアAIによる脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」に係る要請について」／金融庁(総合政策局長・企画市場局長・監督局長ら)・日本銀行理事の連名／2026年5月22日  
金融当局が、AI時代の攻撃拡大を想定して金融機関に出した要請。  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522-5/01.pdf>
- 
- 12 金融庁「現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化と各種取引申込等における対応について」／金融庁／2026年10月9日  
サイバー対策の点検、非対面の本人確認の徹底、画像を送る本人確認の廃止(2027年4月1日施行)への対応を求めた注意喚起。  
<https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20261009/20261009.html>
- 
- 13 各銀行の約款・補償の規定(原資料では、ドコモの銀行、ドコモSMTBネット銀行ほか)／各銀行／銀行ごとに異なる  
ネットバンキングの不正送金で、補償の対象になる期間などの条件は銀行ごとに違います。この資料のURLは、本レポートでは載せていません。ご自身の取引銀行の規定をご確認ください。
- 

## この調査について

- 公表資料をもとにした調査です。金融庁・預金保険機構・全国銀行協会・日本証券業協会等が公表している資料と、法令をもとにまとめました。編集部は、本文の事実を、上の出典の公表資料で確かめました(2026年10月28日)。
- 数字は、2026年4月末までの報告分です。今後変わることがあります。過去の分の数字が変わることもあります。最新の数字は、出典の公表資料でご確認ください。
- 個別の金融商品を勧めるものではありません。特定の銀行・証券会社・商品を、買う・売る・預けるよう勧めるものではなく、法律・税務・投資の助言でもありません。実際の判断は、ご自身の取引先の規定をご確認のうえ、ご自身でお願いします。
- 事実と見方を分けています。「調査の見方」の欄は調査者の考えで、事実そのものではありません。法律と、業界の申し合わせ・方針は、区別して書いています。

### 著作権と引用について

このレポートは、クリエイティブ・コモンズ(CC BY 4.0)のライセンスで公開しているものではなく、通常の著作物です。引用するときは、出典を明記してください。

例: Data is CITY Media編集部「日本の銀行がAIによるサイバー攻撃を受けた場合、預金は誰が守るのか?」(2026年10月28日、[teleport.jp/dataiscity](https://teleport.jp/dataiscity))